



工場立地支援メニューのお知らせ（新規立地・増設・建替・緑地緩和）

工業団地への新規立地や既存工場の増設等に対する支援、緑地等設置義務面積の緩和があります。

工業団地への新規立地助成 （前橋市企業立地促進条例）

工業団地へ立地する企業を助成しています。助成内容は固定資産税相当額等（施設設置助成金）や事業所税相当額の一部（事業促進助成金）、さらには新規雇用に対する助成（雇用促進助成金）等があります。立地面積や対象施設等の要件があり、事前手続きが必要ですので、計画段階でもお気軽にご相談ください。



助成金に関する
HPはこちら

立地区分	助成メニュー				
	施設設置	事業促進	雇用促進	用地取得	発掘調査
本市産業用地（工業団地）、企業局分譲地への立地	○ (5年)	○ (5年)	○	○	○
本市産業用地（工業団地）、企業局分譲地への定期借地による立地	—	○ (3年)	○	—	—
工業団地等への立地	○ (3年)	○ (3年)	○	—	—
工業団地等内への居抜き立地	○ (3年)	○ (3年)	○	—	—
工業団地等への定期借地による立地	—	○ (3年)	○	—	—

対象施設…工場、物流施設、研究施設、事務所等（従業員30名以上）

企業誘致促進資金融資

前橋市企業立地促進条例の指定者及びその見込みの者に対し融資します。

- 融資額：6億円以内 融資利率：年1.5%（保証付：1.1%以内）
- 融資期間：12年以内（2年以内の据置期間を含む）
- 資金用途：土地取得、事業所新設・購入資金、事業所新設にかかる設備導入資金

工業団地内の敷地内増設 （事業拡張サポート補助金）

工業団地内の既存工場の建替・増設に対して補助しています。補助内容は固定資産税、事業所税資産割相当額の一部及び新規雇用者に対する補助です。事前手続きが必要ですので、計画段階でもお気軽にご相談ください。



HPはこちら

要件	内容			
市内での操業年数	3年以上			
既存事業所の用途地域	工業専用		その他工業団地等	
既存施設の最低建築面積	製造事業所 500㎡	物流事業所 2,000㎡	製造事業所 1,000㎡	物流事業所 5,000㎡
増設等する施設の最低建築面積	500㎡	2,000㎡	1,000㎡	5,000㎡

緑地等設置義務面積の緩和

工場立地法により、一定規模以上の工場等を設置する事業者は、定められた規模の緑地等を設置する義務があります。前橋市では条例により工業専用地域、工業地域や準工業地域等での緑地等設置義務の面積率を緩和し、立地をやすくしています。



HPはこちら

区域	緑地面積率	緑地面積を含む環境施設面積率	重複緑地算入率
工業地域および工業専用地域	5%以上	10%以上	50%以下
準工業地域および多田山産業団地	10%以上	15%以上	50%以下
上記以外の本市地域	20%以上	25%以上	50%以下
【参考】国の基準（法原則）	20%以上	25%以上	25%以下

※制度の詳細は、前橋市ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

お問合せ：産業政策課 企業立地推進室 Tel. 027-898-6984

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の広告を募集します

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」へ掲載する広告を募集します。詳しくは問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。

掲載期間＝令和4年12月1日(木)～令和5年11月30日(木)

広告の大きさ＝縦600×横600ピクセル、容量500キロバイト以内、PNG形式

募集枠＝3枠

掲載料＝1枠3万円

対象＝企業や団体など(応募が定数を越えた場合選考、抽選。市内企業、団体優先)

申し込み＝10月31日(月)までに申込用紙に記入し、ごみ政策課へ郵送または直接



HPはこちら



お問合せ：ごみ政策課 ごみ減量係 Tel. 027-898-6272

前橋市SDGsパートナー制度を開始します

SDGsの理念を踏まえ、地域課題の解決や、誰一人取り残さない持続可能なまちづくりに共に取り組む企業・団体等を募集します。

1 制度の概要

(1) 対象 企業(個人事業主含む)、NPO、団体、教育機関、その他団体

(2) 登録要件

①基本要件(以下のすべてに該当するもの)

- ・SDGsの達成につながる取り組みを行っている団体等であること
- ・市や他のパートナーとともに、SDGsの達成や地域課題の解決、SDGsの普及啓発に取り組む意欲があること
- ・SDGsの達成に向けた独自のアクションを宣言すること

②協働アクション要件(以下のいずれか、または両方のアクションを協働して実施するもの)

- ・道路・公園・河川等の美化(清掃)活動を行うこと
- ・ごみや食品ロスの削減に貢献すること

(3) 申請方法 ぐんま電子申請受付システムの申込フォームに必要事項を記入

(4) 登録のメリット

- ・SDGsの達成に向けて積極的に取り組む企業・団体等として、市ホームページ等で紹介します。
- ・登録企業等は、本市のSDGsオリジナルロゴを名刺や会社案内等で使用することができます。

2 募集期間

第1回募集期間 令和4年8月26日(金)～10月31日(月)

登録予定時期 令和4年10月中旬(8、9月受付分)及び令和4年11月中旬(10月受付分)



HPはこちら



申し込みはこちら

お問合せ：政策推進課 政策推進係 Tel. 027-898-6512

シェイクアウト訓練を実施します

令和4年11月2日(水)午前10時に、市民参加型の地震対応訓練、「令和4年前橋シェイクアウト」を実施します。

シェイクアウト訓練とは、自宅や職場で緊急地震速報に合わせて一斉に「①姿勢を低く、②頭を守る、③動かない」という安全確保行動をとる訓練です。

事業所の皆様では是非取り組んでください。

緊急地震速報の放送は、全国一斉の情報伝達訓練として防災行政無線と防災ラジオから訓練放送が流れます。実際の災害と間違えないよう注意してください。詳しくは防災危機管理課へお問い合わせください。



お問合せ：防災危機管理課 危機管理係 Tel. 027-898-5935